**虐待防止のための指針**

〇〇〇〇（事業所名）

**１　虐待の防止に関する基本的考え方**

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の防止、早期発見及び早期対応を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

**２　虐待の定義(厚生労働省；虐待マニュアルより抜粋)**

⑴　身体的虐待：

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

⑵　介護・世話の放棄・放任：

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑶　心理的虐待：

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

⑷　性的虐待：

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑸　経済的虐待：

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

**３　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項**

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

⑴設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

⑵虐待防止検討委員会の構成委員

・委員長は〇〇が務める。

・委員会の委員は、施設長、介護支援専門員、生活相談員、看護職員とする。

⑶虐待防止検討委員会の開催

・委員会は、委員長の招集により年〇回以上開催する。

・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

⑷虐待防止検討委員会の審議事項

①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

②虐待防止のための指針の整備に関すること

③虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

④従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑤虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑥⑤の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

⑸虐待防止の担当者の選任

虐待防止の担当者は、**〇〇**とする。

**４　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針**

職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な

知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

⑴定期的な研修の実施（年〇回以上）

⑵新任職員への研修の実施

⑶その他必要な教育・研修の実施

⑷実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

**５　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針**

⑴虐待等が発生した場合は、速やかに市町村報告するとともに、その要因の速やかな

除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

⑵緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

**６　虐待等が発生した場合の相談・報告体制**

⑴利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、３⑸で定められた虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。

⑵利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

⑶事業所内で虐待等が発生した場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

⑷事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

⑸事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

**７　成年後見制度の利用支援**

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

**８　虐待等に係る苦情解決方法**

⑴虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は受付内容を管理者に報告する。

⑵苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

⑶対応の結果は相談者にも報告する。

**９　利用者等に対する指針の閲覧**

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

**10　その他虐待防止の推進のために必要な事項**

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和〇年〇〇月〇〇日より施行する。